



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日糧製パン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 吉 田 勝 彦
 (コード:2218、札証)
 問合せ先 取 締 役 北 川 由 香 里
 (TEL.011-851-8188)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 83 期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」)に、株式併合に係る議案ならびに単元株式数の変更および定款の一部変更についての議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する内国会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを決定しております。当社は、札幌証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上 50 万円未満)を維持することを目的として、株式の併合を実施いたします(以下、「本株式併合」)。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	21,039,480 株
株式併合により減少する株式数	18,935,532 株
株式併合後の発行済株式総数	2,103,948 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数(平成 29 年 3 月 31 日現在)

本株式併合を行った場合、10 株未満をご所有の株主様 13 名(そのご所有株式数の合計は 57 株)が、株主としての地位を失うこととなります。なお、当該株主様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、その単元未満株式を買取ることを当社に対して請求することができます。

<株主構成>(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総 株 主	2,018 名 (100.00%)	21,039,480 株 (100.00%)
10 株未満	13 名 (0.64%)	57 株 (0.00%)
10 株以上	2,005 名 (99.36%)	21,039,423 株 (100.00%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、平成29年10月1日をもって、株式併合割合(10分の1)に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

変更前の発行可能株式総数	8,400万株
変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日)	840万株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した、「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

① 本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定される発行可能株式総数を8,400万株から840万株に変更するものであります。

② 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。

③ なお、上記①および②の変更の効力は、平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお本附則は、平成29年10月1日の経過後、削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,400</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>840</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	(附則) <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程(予定)

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
端数株式処分代金のお支払い	平成 29 年 12 月上旬

(注)上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、札幌証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 28 日となります。

5. 株主優待制度について

当社は、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載された当社株式 1 単元(1,000 株)以上を保有されている株主様に対して、販売価格 2,000 円相当の自社製品を贈呈しております。

株式併合および単元株式数変更後、株主優待制度の基準となる所有株式数は、1 単元株式数である 100 株となります。

以 上

添付資料:(ご参考)単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを決定しております。当社は、札幌証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位(売買単位当たりの価格)について、札幌証券取引所が望ましいとする水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,100株	1個	110株	1個	なし
例③	526株	なし	52株	なし	0.6株
例④	5株	なし	なし	なし	0.5株

- ・例①に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・例②、例③に発生する単元未満株式(例②は10株、例③は52株)につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度をご利用できます。
- ・例③、例④に発生する端数株式(例③は0.6株、例④は0.5株)につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株(例④)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q6. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成29年5月12日	取締役会決議日
平成29年6月29日(予定)	定時株主総会決議日
平成29年9月27日(予定)	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月28日(予定)	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日(予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成29年12月上旬(予定)	端数株式処分代金のお支払い

Q7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きは必要ございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数のおよび株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株式名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社
同連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 0120-288-324(フリーダイヤル)
受付時間 9時～17時(土・日・祝祭日を除く)

以上